

大和市告示第61号

大和市立病院新型コロナウイルス感染症対策寄附金事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和3年3月30日

大和市長 大 木 哲

大和市立病院新型コロナウイルス感染症対策寄附金事業実施要綱の一部を改正する要綱  
大和市立病院新型コロナウイルス感染症対策寄附金事業実施要綱（令和2年大和市告示第111号）の一部を次のように改正する。

第1条中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。